

GLOBE

グローブ 2011 春

65



(財) 世界人権問題研究センター

京都犯罪被害者支援センター



ひとりで悩まないで・・・

まずは、お電話ください



電話相談

075・451・7830

0120・60・7830

月曜日～金曜日 13:00～18:00

土・日・祝日、8/12～16、12/28～1/4を除く

面接相談から直接支援へ

原則として予約制。

初回面接（インテーク面接）の後、
法律相談、カウンセリング、その他
の付添いをいたします。



多くの被害者や遺族の方々は、事件直後、混乱状態に陥り、日常生活に支障が出たりします。

京都犯罪被害者支援センターでは、その方々に必要な支援を行い、
精神的な苦しみや悩みなどの苦痛を和らげる手助けを行っています。

この活動は、ボランティアが専門家のアドバイスを得ながら行っています。

相談は無料、秘密は守ります。

京都犯罪被害者支援センター事務局

京都市上京区下立売通新町東入東立売町195 防犯会館

TEL・FAX 075・415・3008

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kvsc7830>

平城京と渡来人



研究センター理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭

和銅三年（七一〇）の三月十日、都は藤原京から平城京へと遷った。したがって平成二十二年（二〇一〇）は、平城遷都千三百年にあたるというので、奈良県・奈良市が中心となって、さまざまなイベントが開催された。私も千三百年にちなむシンポジウムや講演会に四度出席したが、改めて痛感したのは、いまもなお日本列島と朝鮮半島との密接なかわりが充分には認識されていない、歴史認識のゆがみであった。

なぜならパネリストの多くが、天平文化における唐と

の関係ばかりを強調されたからである。遣唐使がはたした役割はきわめて大きい。天平文化を唐とのつながりのみで論じるわけにはいかない。それは奈良時代における遣唐使の回数が六回であり、唐からの使節（唐使）が三回であったのに対して、遣新羅使が十二回で新羅使が十七回、遣渤海使が十回で渤海使が十一回であったという派遣や来日の回数の差ばかりではない。

天平文化を象徴する高さ五丈三尺五寸（十六メートルあまり）の毘盧舎那大仏を鑄造した現場のリーダーが、『続日本紀』の宝亀五年（七七四）十月三日の条に「本これ百済国の人なり」とし、「大仏殿碑文」が「元百済国の人」と明記する国中公（君）麻呂であり、大仏に塗金する黄金がなくて、聖武天皇みずから「この大倭国には天地開闢以来、黄金は人国（外国）より献ることはあれども、この地には無き物と念へるに」と宣命で明言されていたにもかかわらず、天平二十一年（七四九）の二月二十一日、陸奥守であった百済王敬福が黄金を献上している。その量は最終的には九百両におよんだ。

百濟滅亡のおりの義慈王の王子であった善光（禪広）は、兄の豊璋は帰国したけれども日本にとどまって、持統朝に百濟王を氏の名として名乗ることになる。その子昌成の孫が百濟王敬福であった。

当時越中守であった大伴家持は、陸奥国からの黄金献上の「詔書」の吉報をうけて「賀歌」を詠んだ（『万葉集』四〇九四）。その長歌のなかに、あの「海行かば」の歌詞が歌いこまれている。「海行かば 水浸く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ 顧みはせじと言立て」がそれである。「海行かば」が歌われたのが、百濟王敬福による黄金献上のさいであったことを知っている人は少ない。

天平二十一年の二月二日、大仏建立の大勸進として協力した天平の高僧、大德行基上人が、八十二歳でなくなった。行基の父は高志才智であり、母は蜂田古尔比売で、両親とも百濟系の渡来人である。利他行を身をもって実践した行基は、まぎれもなく百濟を父母の故国とした。

天平勝宝四年（七五二）の四月九日、聖武太上天皇・

光明皇太后・孝謙天皇をはじめとする皇族・貴族・官僚、そして内外の僧「一万（『続日本紀』、『東大寺要録』では九七九人）参加のもと、盛大な大仏開眼供養会が举行された。『続日本紀』は「なすところの奇偉、あげて記すべからず、仏法東帰より齋会の儀いまだ嘗つてかくの如く盛なるはあらざるなり」と絶讃している。

その天平の盛儀をささえた人びとのなかで、前述のように朝鮮半島から渡来した人びととその子孫がとりわけ大きな役割をはたしたことを忘れてはならない。

奈良時代はしばしば七代七十四年といわれるが、奈良時代の最後の天皇は桓武天皇であった。元明・元正・聖武・孝謙・淳仁・称徳（重祚）・光仁・桓武の各帝あわせて八代となる。なぜなら桓武天皇は天應元年（七八一）四月に平城宮で即位し、延暦三年（七八四）の十一月に長岡京へ遷都するまで平城京のみかどであった。その桓武帝の生母高野新笠はまぎれもなく五二三年にこの世を去った百濟武寧王の子孫であった。

環境と人権について



石川県立大学教授

高月 紘

環境問題と人権問題とはどのようなつながっているのでしょうか？

世界人権問題研究センターの上田正昭理事長はかねてより「人権問題は命の問題であり、環境問題も命の尊厳の問題であり、人権と環境は不可分の関係にある」と述べられている。

まさにそのとおりであり、さらに言えば、環境問題も人権問題も人間が引き起こした問題であり、これらを解決する責任も人間にある。ただ、環境問題も人権問題も単独に存在する問題ではなく、社会、経済、倫理、紛争などと複雑に絡んだ問題であり、さらには過去からの経

緯、地域の事情や国の制度などとも反映した問題である。したがって、環境問題も人権問題もそう簡単に解決できる問題ではなく、解決のためにはかなりねばり強い努力と時間が必要である。特に、環境問題も人権問題も解決に向けて、我々にこれまでの生き方自体にある種の意識改革が求められており、そのための教育が重要視されてきている。

そこで、注目されているのがESD（持続発展教育）である。もともと、このESDは二〇〇二年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」において、日本が提案し各国の政府や国際機関から支持され国際的に実施されることになったものである。持続発展教育のねらいは持続可能な社会づくりのための担い手づくりであるが、その教育内容が環境教育、国際理解教育、人権教育など幅広く行われるところに特徴がある。

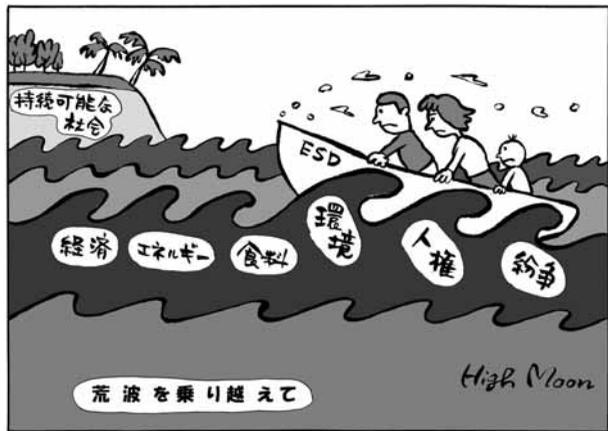
環境分野では最近「持続可能な社会」という言葉がよく使われ、活動目標と位置付けられている。すなわち、循環型社会（資源を循環することによって廃棄物を少なくし、資源を保全する社会）、低炭素社会（化石燃料の消費を減らし温暖化を防ぐ社会）、自然共生社会（生物の多

様性を保ち、自然と調和した社会) など様々な環境保全の取り組みがめざすべき統合的な社会像が「持続可能な社会」なのである。

この「持続可能な社会」のための教育がESD(持続発展教育)であるが、持続可能な社会は単に種々の環境問題が解決されたとしても実現できるものではなく、社会や経済が安定していなければならぬし、まして紛争が絶えず、人権が抑圧された社会は住む人にとっては決して「持続可能な社会」とは言えない。一方、経済発展した社会でも深刻な環境問題や格差や人権問題を抱えたままでは求めるべき「持続可能な社会」とは言えない。

その意味でESDでは環境問題だけでなく、平和や人権の問題の重要さも理解できる人の育成をめざしているのである。

このように、「持続可能な社会」に到達するためには、回り道のようにであるが様々な課題の関係を理解しつつ、負の関係を解決しようと積極的に取り組む人をつくり、さらにその人たちが活躍できる社会システムづくりをめざして、一つ一つ荒波(課題)を越えていくしかないの



プロフィール・高月 紘

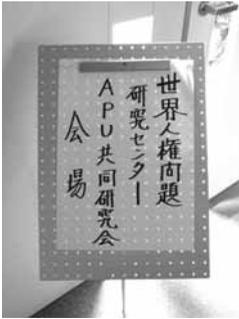
略歴・一九四一年京都府生まれ。一九六五年京都大学工学部卒業、一九七七年京都大学工学博士、一九八五年京都大学環境保全センター教授。現職・石川県立大学教授、京エコロジーセンター館長。専門・廃棄物管理、環境教育。主な著書・「ごみ問題とライフスタイル」「ゴミック廃貴物」。主な仕事・廃棄物処理に関する研究、環境教育・環境学習の実践。その他・環境マンガの制作、日本漫画家協会会員、ペンネームはハイムーン。

立命館アジア太平洋大学との 共同研究会の開催について

一 はじめに

(財)世界人権問題研究センターは、平安遷都一二〇〇年記念事業の一つとして、人権問題を総合的に調査・研究するわが国初の専門的研究機関として、一九九四年(平成六年)、文部省(現在の文部科学省)認可の研究財団として設立されました。わが国における人権研究をリードする研究者が、専任研究員・客員研究員・嘱託研究員として参加し、総勢九三名の研究者が人権をめぐる様々な課題について共同研究や個人研究を実施してきました。その成果は、毎年発行している『世界人権問題研究センター年報』や『研究紀要』に集約されており、アジアにおける人権研究の貴重な研究拠点として、国の内外から高い評価を得るに至っています。

このセンターにおいて、国際的人権保障体制の研究を行っている研究第一



部は、科学研究費基盤研究(B)「国連人権理事会の実効性―普遍的定期審査を中心に」の補助金交付を受け、平成二二年度より四年間の予定で普遍的定期審査(以下、UPR)の実証的研究を行っています。二〇〇六年に創設された国連人権理事会は、これまでの人権委員会とは異なり、四年ごとにすべての国連加盟国(一九二カ国)の人権状況を審査するUPRという制度を導入しました。この研究の目的は、人権の普遍性と客観性を高めるために始まった制度であるUPRの実効性の解明と、それが抱える問題点を明らかにすることです。

研究第一部は、大分県別府市にあり、九七の国と地域から三千人近い留学生を迎え入れている立命館アジア太平洋大学(APU)の協力を得て、二〇一一年三月二〇日(日)と二一日(月)の両日、同大学の研究者と学生に参加を呼びかけ、共同研究会を開催しました。四〇〇メートルの小高い山上にあるキャンパスは、さながら天空のキャンパスの趣であり、日本語よりも英語が多く飛び交っており、国際人権保障体制に対する学生の関心も高いように思われました。



二 共同研究会の内容

共同研究会の一日目は、前半は龍谷大学名誉教授である金東勲研究員がUPRを受けた「マレーシア」の事例を取り上げました。金教授から、まず、マレーシアが、全人口の五四％がマレー人、二五％が中国人、一二％が先住民、七・五％がインド人という人種の面においてもまたイスラム教、仏教、ヒンズー教、道教及びシエイク教などが混在する宗教の面においても「るつぽ」といえる国であること、一九九九年にマレーシア人権委員会（SUHAKAM）が設立されたが、パリ原則に合致していないとの指摘を受けていること、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約などに加入していること、などが紹介されました。二〇〇九年二月に行われたマレーシアのUPRでは、各国から自由権規約、社会権規約、拷問禁止条約、人種差別撤廃条約及び難民条約や同議定書への加入、死刑の適用犯罪の削減と死刑の廃止などが勧告されながら、マレーシアが勧告を受け入れていないことが紹介されました。討議においては、国際人権条約の批准に向けた適切な措置という勧告（アルジェリア、ペラルーシ、トルコ）は受け入れるとし



ているのに、国際人権条約の締結を前向きに考慮するという勧告（韓国）は拒否しているが、その異同は何かという質疑が行われました。

後半は法政大学名誉教授である本間浩研究員が、難民認定参与員としての経験を踏まえて、「カメルーンにおける地域的慣習規律と人権保護」と題する報告を行いました。本間教授は、カメルーンの事例を素材に、多くの発展途上国では、国際人権条約への加入にもかかわらず、これらの人権条約に違反するような地域慣習規律が厳然として維持されていることを指摘し、国際社会がこうした地域慣習規律をいかに廃絶させ、国際人権法による保護をこれらの地域に行き渡らせることができるかという問題を提起しました。本報告で取り上げられた伝統的首長継承の問題と、それとの関連での女性の地位の問題などは、条約機関による国別報告書審査では国内全般の問題が取り上げられる傾向にあるので、隠ぺいされがちであり、こうした人権侵害の問題の所在を明らかにするためには特別報告者制度の活用が必要であるとの提言もなされました。同じく難民認定参与員を務めているセンターの安藤仁介所長も出席していたこともあ





り、学生からは日本の難民認定の現状に関する質問が多くなされ、活発な議論が行われました。

二日目は、筆者が「国連人権理事会」と題して、人権理事会の構成とUPRの基本的仕組みについて報告を行いました。報告においては、被審査国に対して、理事国のうち三カ国がトロイカと呼ばれる報告者団を構成すること、審査の基礎となる文書は、被審査国が提出した報告書、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成する被審査国の人権状況に関する報告書及びOHCHRが作成するNGOなどから提出された情報の要約であること、一年間に四八カ国の審査が行われ、一回の会期（一〇日間）に一六カ国の審査が行われ、一日二カ国で一カ国の審査に三時間が費やされ、各理事国やオブザーバー国（理事国でない国連加盟国）にそれぞれ三分と二分の発言時間があること、NGOは傍聴はできても発言は許されないこと、などの説明を行いました。

続いて、APU大学の副学長を務めている薬師寺公夫教授が「国際人権条約の履行制度」と題して、自由権規約委員会のフォローアップ制度について、フォローアップの回答に対する委員会の五段階評価とともに、日本の



事例を素材に説明をしました。

二〇〇八年一〇月に、同委員会で行われた日本の第五回政府報告書審査に際して、一年以内のフォローアップの対象となった勧告の内容と、勧告のうち女性に対する差別の撤廃や婚外子の相続差別の問題、また死刑制度や代用監獄の問題、さらには被疑者の取り調べ（可視化問題と裁判員制度の関係を含む）などについての説明が行われました。

参加したバングラディシュ、メキシコ、中国、韓国などの院生や学部生は、二〇年間の長きにわたって国連の自由権規約委員会の委員として活躍された安藤所長の適切な助言やコメントを得ながら、流ちょうな英語で二人の報告者に対して活発に質問を投げかけました。UPRと条約機関による審査における審査の主体と性格の相違や、死刑制度の問題など、自国の事情を背景に留学生らは率直に意見交換を行いました。総合同会を務めた薬師寺教授が、時間が来たことを告げねばならぬほど、議論は盛り上がりました。

三 おわりに―共同研究会を終えて

薬師寺教授によれば、副学長という要職のかたわら海洋法の講義を担当しておられ、その授業には日本人の学生のほかに韓国、中国、台湾、インド、ミャンマー、エストニア、ベトナム、インドネシア、ブラジル、タイ、モンゴル、カナダ、アメリカなどの学生が参加しているとのこと。これら外国からの留学生と日本の学生は、その勉強のスタイルに違いがあるとのこと。日本人学生は講義を黙って聴きノートをとるというタイプが一般的で、薬師寺教授の言葉を借りれば、「吸収タイプ」であるのに対して、留学生は、講義の途中であつても、「プロフェッサー」といって手を挙げ、その瞬間・瞬間に質問をし、あるいは自分の意見や疑問点を述べる「発信タイプ」だということです。こうした特徴は、共同研究会でもいかななく発揮され、報告の途中でも質問がしばしば出されました。報告を提供する側にも緊張を強いるところがあると感じました。

われわれの研究センターは、「世界人権問題研究センター」と「世界」を冠しており、かれらに見習ってこれまで以上に研究成果を世界に発信する「発信



タイプ」に変革する必要があると感じた次第です。共同研究会終了後、学生たちからは、今回の試みに対して満足の意が表明されました。ともすれば、センターの研究活動はこれまで京都に限定されがちでしたが、参加者一同、今後もうこうした企画を、別府のみならず、他の地域においても行うことを確認して散会しました。

上田正昭理事長が常々強調されているように、「二一世紀を人権の世紀に、人と自然の共生のもと、いのちが輝くあらたな時代の構築をめざす」センターとして、「地域に根ざし地球に活きるグローバルな（地域のローカルと地球のグローバルを重ね合わせた表現）調査と研究を、着実に前進させることができます必要がある」との決意を新たにされた共同研究会の旅でした。

（文責 研究第一部長 坂元茂樹）



「明日の京都」をめざして

「明日の京都」がスタートしました」



京都府政策企画部副部長

重松 千昭

平成二十三年一月、新たな京都府政運営の指針となる「明日の京都」がスタートしました。「明日の京都」は、これまでの長期・総合的な計画から発想を大きく転換しています。

①府政運営や地域づくりにおいて基本とすべき考え方を示す「行政運営の基本理念・原則となる条例」（基本条例）、②一〇年から二〇年先の京都府の将来像を描く「長期ビジョン」、③長期ビジョンの実現に向かう四年から五年間の具体的な戦略を盛り込んだ「中期計画」、さらに④

山城、南丹、中丹、丹後各地域の豊かな個性や資源をいかす「地域振興計画」の四本の柱で構成し、これらが一体となって多様化する社会情勢にも柔軟に対応し、機動的な政策展開をめざすこととしています。

我が国は、これまでの高度経済成長から低成長時代を迎え、グローバル化や少子・高齢化が進展する中で、地域や家族のつながり、人と人との絆も薄れ、社会全体のシステムが時代に合わなくなってきました。

こうした状況を踏まえ、この「明日の京都」の策定に当たっては、京都が永い歴史の中でつちかってきた「和」や「共生」の考え方を大切にし、「個人の尊厳と人権の尊重」を京都府社会の根幹とすべき考え方として位置づけ、基本条例、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画の中にこの考え方を貫いています。

基本条例では、「府民一人ひとりの尊厳や人権が尊重されるために、府民がお互いに思いやりの心でつながり、支え合う社会を築く」ことを明確に規定し、この考え方を、最も重要な基本理念として位置づけています。さら

に、長期ビジョンにおいては、京都府がめざしていく社会のあるべき姿の一つとして、「人と絆を大切に作る京都」を掲げ、その基本方向として共生社会の実現を示し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることができるとする社会へ向かうことを、将来のビジョンとして描いています。

そして、中期計画には、このめざすべき社会を実現するため、京都府が取り組んでいく施策の体系を示しています。同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人に対する人権問題等、様々な人権問題が、残念ながら依然として存在していること、さらに、インターネットの普及に伴い、新たな人権侵害が起こっていること等の課題認識のもと、「人権という普遍的文化の構築」に向けて、人権教育・啓発や人権の視点に配慮した施策を推進するなど、国、市町村、NPO等と連携しながら様々な人権問題の解決に取り組むことを、京都府の使命として示しています。

そのための具体的な施策として、学校、職場、地域社

会、家庭等あらゆる場や機会を通じた効果のある人権教育や啓発の取組を進めるほか、京都府の機関で構成する「府民の人権を守る相談ネットワーク」を充実し、関係機関と連携した人権相談システムの確立に取り組みます。あわせて、府民の主体的な取組を促進していく視点から、人権啓発等のイベントやシンポジウムの開催等に「企画・立案段階から若い世代の参画を得て、さん新たな発想やアイデアを取り入れる」など、府民に開かれた、府民視点からの施策展開を図っていくことにしています。

また、地域振興計画においても、基本条例、長期ビジョンの理念や社会のあるべき姿を実現するため、中期計画の施策と連携しながら、各地域の特色をいかした人権尊重の取組を積極的に進めていくことにしています。

これから、この「明日の京都」を基本に、府民一人ひとりがお互いを大切にし合い、府民のだれもがしあわせを実現することができる希望の京都府づくりを進めてまいりますので、府民の皆様の積極的な御協力と御参加を心からお願いいたします。

アジア諸国と人権 (その二五)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

現在のタイにつながる国家がいつごろ成立したかは、はっきりしません。タイ民族の原型は、かつては中国南部から移住してきたと考えられていましたが、最近では、約一千年前にヴェトナム北部から中国南部と南西部、ビルマ北部とインド北東部、そしてラオスやタイにまたがる広い地域に住んでいた人びとが原型だ、と見なされているようです。とくに九世紀から一三世紀にかけて、西方では仏教に帰依したビルマ系モン族の諸王国が、東方ではアンコールを首都としヒンドゥー色の濃いクメール王国が支配していましたが、これに対抗して一三世紀か

らタイ族のスコタイ王朝が二〇〇年間、ついでアユタヤ王朝が一四世紀半ばから四〇〇年間、国土を支配下に置き、後者は一四三一年にはアンコールを征服しています。ただし西方のビルマ族との抗争は続き、一七六七年に一旦アユタヤは滅亡させられますが、そのあと起ったタクシンは首都をのちのバンコク対岸に移して交易を發展させ、国土もカンボディア北東部からヴェトナムやラオスにまで広げ、マレイ半島の支配も回復しました。そして一八八二年にタクシンの暗殺後、現在につながるラタナコーシン王朝が成立したのです。

他方、一六世紀にはポルトガルが、一七世紀にはオランダ、英国、スペイン、フランスなどの西欧諸国が東南アジアに進出し、ビルマとマラヤを支配下に置いた英国の圧力を受けて一八五五年、同王朝ラマ四世のモンクトは貿易制限の撤廃や領事裁判権を認める条約に同意します。かれを継いだラマ五世のチュラロンコンは、同九年メコン河以東のラオス領を、一九〇七年には同河以西のラオスとカンボディア北西部に対する宗主権をフランスに、その二年後にはマレイ半島の四州に対する権利

を英国に、それぞれ譲ります。同時にチュラロンコンは内政改革を積極的に進め、中央集権的な統治機構、画一的な徴税制度、司法組織と裁判所、近代的教育制度、鉄道・電信施設などを導入するとともに、奴隷や役務労働を廃止し、僧侶階級を再編成して全国的な教団に纏め上げます。また、かれの子息ラマ六世は海外留学の経験を活かして国内最初の大学を立て、一九二一年には初等教育を義務化し、またタイに在住する中国人に標準的タイ語を教育するなど、愛国意識の涵養に努めます。もつとも、同じくかれの子息ラマ六世が膨張した財政支出と世界恐慌に対処すべく緊縮策を採るなか、台頭してきた中産階層とりわけ海外留学経験者が不満を募らせ、国王のバンコク不在中に無血クーデターを起し、一九三二年には絶対王政を廃して、「立憲君主制」が成立しました。

クーデター首謀者の一人ピブンは同三八年に軍事的独裁者となり、国名を従前のシャムから「自由」を意味するタイに改めます。また、熱狂的な愛国主義政策を進める第二次世界大戦中には日本と同盟関係を結んで米英に宣戦しますが、米英で学ぶ留学生などによる反日派の抵抗

を受け同四四年には辞任します。しかしピブンは一九四八年、大戦後の混乱に乗じてふたたび軍事クーデターにより権力を掌握し、折からの冷戦のなか東南アジアにおける共産主義の拡張に対する橋頭堡として、米国の多大な財政軍事支援を受けることにより、タイ全体の経済拡張と軍政関係者の腐敗、その一方で貧富の格差の拡大を招きます。この傾向はかれの後継者たちの治世下にさらに進み結局、反政府デモの学生と警察の衝突をまえに一九七三年に至って国王の介入により、三二年の立憲君主制を定めた憲法は改正されることとなります。

その後もタイの政治は、政治権力の腐敗、民主主義勢力による反政府デモ、軍の介入によるクーデター、新憲法の制定に基づく新政権の発足、ふたたび政権の腐敗という悪循環を繰り返します。これは前回に見たタクシン派、反タクシン派の対立抗争でも繰り返されていますが、反タクシン派が中間所得層以上の民主主義勢力を代表しているのに対して、タクシン派が都市や農村部の低所得層で占められている点が特色です。この分離(?)をどのように分析するかは、微妙で難しい問題でしょう。

ハンセン病患者・回復者及び その家族に対する差別撤廃の ための原則とガイドライン



研究センター研究第一部長
神戸大学大学院法学研究科教授

坂元 茂樹

一 ハンセン病の差別問題に対する国連の取組み

二〇一〇年一二月、国連総会において、ハンセン病患者・回復者とその家族に対する差別撤廃決議が「原則とガイドライン」とともに全会一致で採択されました。採択された「原則とガイドライン」は、国連人権理事会諮問委員会の作業の成果です。諮問委員会とは、一八人の個人資格の委員によって構成される人権理事会のシンクタンクです。

人権理事会は、二〇〇八年六月に、各国が、ハンセン病患者・回復者に対する差別問題を重大な人権侵害問題と認識し、ハンセン病に関する差別を根絶する措置をとる

ことを要請する決議8/13を採択しました。同時に、諮問委員会に差別を終わらせるためのガイドラインの作成を委託し、委員の一人である筆者が担当委員となりました。翌年一月、国連人権高等弁務官事務所の主催で、国連で初のハンセン病会議が開催され、各国から参加したハンセン病の回復者がみずからに対する差別の実態を語りました。

人権理事会の一部には、ハンセン病の差別問題は「健康」に関する問題、つまり公衆衛生や疾病対策の問題であり、HIV/AIDSやその他の感染症と同一の議題の下で取り上げられるべきだとの主張もありました。しかし、会議に参加したNGOは、ハンセン病の差別問題は単なる「健康」の問題ではなく、重大な人権問題であり、固有の特徴をもつと主張しました。こうした主張に賛同した筆者は、今回の「原則とガイドライン」の作成にあたって、ハンセン病の国際NGOであるILEP、IDEA、日本財団らとの連携の中で作業を進めました。

二 原則とガイドラインの概要

筆者は、諮問委員会で、原則でハンセン病患者・回復者を権利の主体としてとらえ、ガイドラインで差別撤廃のために各国が取り組むべき行動を明示するという基本方

針を提示しました。委員会でのいくどかの審議を経て採択された「原則とガイドライン」の主な内容を紹介すれば、次の通りです。

まず原則では、ハンセン病患者・回復者及びその家族は尊厳ある人間として取り扱われ、世界人権宣言、国際人権規約及び障害者権利条約で認められているすべての基本的人権及び基本的自由を、他の人々と同様に有していること、これらの人々がハンセン病であること又はあったことで差別されるべきでないことを確認しました。

そして、ガイドラインでは、国が、ハンセン病患者・回復者及びその家族を、ハンセン病であることを理由に差別を行うことなく、これらの人々のすべての基本的人権と基本的自由の完全な実現を確保し促進すべきであること、そのために、これらの人々を強制的に隔離し孤立させてきた既存の法律や慣行をやめさせるために、立法上、行政上その他の適切な措置をすべて講じること、さらに関係機関が、いずれかの人、組織又は民間企業による、ハンセン病を理由とした差別をなくすための措置を講じること、これらの人々に人権条約で認められているすべての権利の完全な保障を実現するために適切なすべての措置を講ずること、これらの人々に関わる諸問題につい

ての法律や政策の決定にあたって、国は、これらの人々を積極的に協議に関与させること、ハンセン病患者・回復者であることを理由としたあらゆる差別を禁止すること、また、国は、これらの人々が居住地を選択することを可能にし、これまで住み続けていた療養所及び病院に、当人の希望があれば、引き続き住み続けることができるようにすること、などを規定しました。

三 ハンセン病の差別撤廃を願って

こうした内容をもつ「原則とガイドライン」について、人権理事会は、二〇一〇年九月、全会一致で決議15/10を採択し、各国政府等に対してハンセン病患者・回復者及びその家族のための政策の策定や実行に際し、「原則とガイドライン」に十分な考慮を払うこと、そしてこの内容を周知させることを求める決議を採択しました。これと同様の決議が冒頭の国連総会で採択されました。今後は、社会から疎外され差別され続けてきたハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別をなくすために、「原則とガイドライン」を活用してもらいたいと思います。

「原則とガイドライン」の作成にあたった担当委員として、この文書が各国のハンセン病患者・回復者及びその家族の置かれた状況の改善に役立つことを祈っています。

職掌人（職人）へのまなざし



研究センター研究第二部長
京都女子大学非常勤講師

山路 興造

戦後すぐに、旧華族であった久我家の令嬢が銀幕のニューフェースとしてデビューするというので、世間が騒然となったことがある。私は未だ小学生であったが、大人たちが、新しい時代の到来を予感しながらも、スキヤンダラスな事件として騒いでいたことを印象深く覚えている。

当時のわが国では、映画スターという職業に対し、一種特別な差別感を抱いていたのである。もちろん大学出の新劇俳優は存在したし、若い世代は、欧米の影響もあつて、銀幕スターに対する憧れはあつたのだが、世間全体

は未だ旧華族の令嬢の仕事とは見なしていなかったのである。

華族出身でなくとも、普通の市民の親たちも、子供が芸能人になるといったなら、猛然と反対されたはずである。

そんな話を現在の学生にしても、誰も信用しない。タレントは彼らの憧れの職業であるし、親にとつても自慢の子供であろう。

わが国では能楽や歌舞伎はもとより、舞楽に至るまでの職業芸能者が、一般人とは区別され、差別の対象にされたことはよく知られている。それと同様に、手に修練した技術を持つて暮らす人々も、また区別の対象であった。

これまでは差別の問題が、主に幕藩体制下の身分制の下で、公然と差別の対象とされた人々を中心に研究がなされてきたが、それらの人々が、決して近世という時代につくり出されたものではなく、それ以前からの系譜があること、また系譜は決して一様ではないことなどが解り、丹念な研究がなされて成果を挙げてきた。

その研究の過程のなかで、職掌人に対する一般民のま

なごしの問題が浮上し、その根源や具体的姿が研究の対象となつてゐる。

この差別の問題は、芸能人同様に、今でこそすっかり影を潜めて、いまさら揺り起こすこともないようにも思う。しかし私の子供の頃までは確実に存在したブルーカラーへのまなごしの系譜は、しっかりと明らかにしておく必要がある。

世界人権問題研究センター第二部の前近代部会でも、この問題が検討の対象となつてゐる。なかでも冒頭に挙げた芸能者の問題は、早くから議論されて、ある程度成果が上がつてゐるが、「河原巻物」などに登場し、明らかに差別の対象とされた職掌以外でも、今日から見れば、一種の技術者として尊敬される職種の人々が、区別され、差別的対象で見られた歴史は、あまり学問のメスが入つてゐない。

中世期に描かれた職人歌合のうち、鎌倉期の『東北院職人歌合』の一〇職や、『鶴岡放生会職人歌合』二四職には記載はないが、室町期に成立した『三十二番職人歌合』の六五職に対しては「賤しき身品」、同じく室町時代の『七十一番職人歌合』に登場する一四三職の職掌人には

「をろかなる草の莖」という表現を用いてゐる。

このように中世後期からはつきりと現れる彼らに対する「まなごし」を、たとえば古代、大陸から渡来した技術を、律令制の制度の下で習得した人々の、その後の社会的環境を辿つて考察する方法。為政者が、税物の搾り取れる定住民であるが故に、身分的には優遇した農民との関係において考察する方法などなど。そのアプローチはいくらでも考えられる。

職人の姿を描いた絵画資料は、近世に入つても相当数残されている。それらはこれまで絵画史の方からは、それなりの研究がなされているし、職人自体の具体的研究はそれなりの成果がある。しかし彼らの社会との繋がりや、置かれた位置などについての歴史学的・民俗学的研究はそう多くはないように思う。

その職種の一つ一つを具体的に明らかにし、彼らを見る人々のまなごしを考えていくのも、人権問題研究の新しい課題ではないかと、若い仲間たちと語り合つてゐる昨今である。

鄭早苗先生との思い出



社団法人大阪国際理解教育研究センター(KMJ)副理事長
在日本大韓国民団學支部支団長

呉 時宗

鄭早苗先生が亡くなってもう一年が経ちました。それでも未だに実感が沸きません。韓国の釜山にでも留学に行かれて、すぐにでも帰ってこられるような、いつもそんな感じがしています。

鄭先生とは私が高校生くらいのときに会いました。私は鄭先生のお姉さんと同級生で家に遊びに行ったとき、当時上本町で旅館を経営していたアボジに手を引かれておかつぱ頭の小学5〜6年生くらいのかわいい女の子が

あいさつに来てくれました。それが鄭先生でした。それからはお姉さんとの縁の中で、鄭先生が桃山学院大学の講師をしていた頃から本格的に付き合うようになりました。

私の方が年上ですが鄭先生は私の恩師でした。「呉本」という日本名で商売一筋で生きてきた私が、今、KMJの副理事長として、また韓国民団の役員として共生社会の実現に向けて運動をするようになったのはすべて鄭先生に啓発されたことによるものです。お互いお酒が好きでしたので、一緒によく飲みました。飲むときはいつも世間話では終わりません。今、目の前にある課題について議論し、時には衝突もしながら、それでも最後は鄭先生の意見に納得していました。鄭先生がお酒の場で朝鮮の歴史や民話をたとえ話として聞かせてくれたのをよく覚えています。【ある両班が酒に酔って自宅に帰ると、寝ている妻の布団から足が四本出ていた。両班はもつと酒

に酔ったふりをして、『私の妻が悪魔に憑かれている。妻の足が4本になった。』とフラフラと部屋を出て行った。その後その事を一切咎めずいる両班の、包容心と寛容心とに、間男と妻は、一生涯裏切ることなく、両班に仕えた」という話しが好きでした。寛容の精神、相手の失敗を受け入れ、許すことの大事さ。人權啓発を進めるにあたって、日常生活のあらゆる場面でも非常に大切なことであると教えられました。商売一筋、経済だけで生きてきた私を本当に変えてくれたのです。

鄭先生とは在日の未来についてよく話しました。在日は多様化しています。特にこれからますますダブルの子どもたちが増えていく中で、この子たちの教育はどうしていけばいいのだろう、韓国・朝鮮にルーツあることをどのように教えていけばいいのだろう。鄭先生はお母さんが日本人なのでご自身がダブルでしたが、そのことはほとんど語りませんでした。むしろ自分は韓国・朝鮮

人であることを強調されていました。大きな不条理な壁に立ち向かっていたように思えます。少なくともマイノリティである側面（韓国・朝鮮人）であることの自尊心をもって、この社会に訴え続けていくことを、身をもって示されておられたように思います。自分のルーツやエスニシティを誇りとして、アイデンティティを育んでいってほしい、それが鄭先生の願いであったと思います。

大谷大学で韓国・朝鮮文化教育の道筋をつけ国際感覚を持ったやさしい人材を育成し、定年になったあとは、第二の人生を歩みながら、KMJの理念に生涯をかける、よく言っていました。たいへん期待していましたのに残念でなりません。在日社会にとつて、日本社会にとつても大きな損失です。しかし先生の足跡は北斗七星のごとく、わたしたちの道しるべとして永遠に輝いていくことでしょう。

新しい主体の立ち上がり

〈越境〉



大阪府立大学人間社会学部教授

伊田 久美子

このところイタリアの七〇年代フェミニズムの資料を見にイタリアに行っている。日本の七〇年代の女性の運動とあまりに共通点が多く、ポスター、ビラ、パンフレットも初めて見るのに懐かしい感じがする。新旧の左翼運動との距離感、女という主体の立ち上がり、そして無名性。遠く離れたイタリアとの違いはもちろん、予想以上の共通性が私の関心の対象である。国境を越えた共感、共鳴による、女という主体の立ち上がりは、歴史上何度も繰り返されてきたことだろう。

日本でもそうだが、イタリアでもすでにこの時代の運動は歴史的研究の対象であり、femminismo storico（歴史的フェミニズム）と呼ばれている。

イタリアではすでに七〇年代の終わり頃から、フェミニズムの資料を保存し続く世代に伝えていこうとする機運が生じていた。ミラノのパダラツコ資料館の前身となるイタリア女性解放運動史研究センターは一九七九年に設立された。トリノにおいても著名なフェミニスト、ズマッリーノによる資料収集の努力は同じ時期に開始され、一九九五年に資料館が設立された。また八〇年代初めにインターネットを活用したネット・アーカイブである「レーテ・リリト」が立ち上げられ、全国の資料情報を提供するようになった。ポローニヤでは七〇年代の終わりに女性運動資料館が設立され、それが後にイタリア国立女性図書館となった。

類似のアーカイブは、その規模は様々であるが、全国各地に存在する。近年トリノにも女性資料館が設立され、活動を開始している。

このような活発な動向を支えているのは、七〇年代フェミニズムを担った女性たちが自らの運動の歴史を再構成し、新しい世代に継承しようとする強い熱意である。私が留学していた八〇年代初めの時期は、書店には女性問題のコーナーがあり、女のデモや集会も頻繁に行われていたにもかかわらず、すでに「フェミニズムの終焉」が語られることが次第に多くなっていた。確かにその後イタリアに行くたびに、フェミニズムのプレゼンスは低下していき、この二月にイタリアへ行ったときには書店

そのものが様変わりして、本を置くスペースがどんどん小さくなっており、ついに女性問題のコーナーは見当たらなくなってしまう。フェミニストの運動は世代間の断絶が激しく、往年のスタイルの運動は本当に年配の女性たちばかりに担われている。バダラッコ資料館の膨大な資料をほとんど一人で管理する司書のミラーニさんは、より若い世代に属するいわゆるロスジェネのひとりだ。若い世代は日本以上に深刻な雇用不足に瀕しており、それが解決しないまま、年齢を重ねている。四年前、初めて会ったときには明るく、パワフルだった彼女が、その後会うたびに何となく意気消沈していくのを目の当たりにするのはつらいものがある。資料館の仕事は十分に支払われるものであるとは言えない。しかし研究職の募集はもう何年もほとんど開かれないう。七〇年代に運動を担ってきた女性たちの多くが比較的時間が自由に使える教員であったが、今は若い研究者たちの厳しい状況は日本以上で、かつてのようなスタイルの運動を担えることのできる層が欠けているという。

にもかかわらず、女の行動力は爆発的である。二〇〇八年には女性に対する暴力撤廃の国際デーである十一月二十五日に反暴力キャンペーンが全国で展開し、大規模な女性の集会とデモに遭遇できた。今年は、二月十三日にベルスコ―ニ首相の未成年女性に対する買春行為への抗議行動に全国二〇〇以上の都市で一〇〇万とも言わ

れる女性たちが参加した。新聞も連日この問題に関する論争を掲載していたが、女性たちの行動はフェイสบックやインターネットなどで呼びかけられており、その動員力は絶大である。二月十三日の行動の動画はユーチューブにアップされていて、様々な町の広場を埋め尽くす女性たちの行動を見ることができている。この七、八〇年代と変わらない行動力が今ではインターネットを通じて発揮されている。この動員力が日本の運動との大きな違いなのである。

イタリアもジェンダー平等についてはお世辞にも進んだ国とは言えず、二〇一〇年に発表されたジェンダーギャップ指数（GGI）は七四位である。たしかに九四位の日本よりは幾分マシとはいえ、EUの中では沈没している。イタリアの七〇年代フェミニズムは法制度の上では離婚、中絶、家族法、そして雇用機会均等法など、多くの成果をかちとったが、社会に定着させていくことが長年の課題であることは日本と同様である。これは日本においてもそうだが、世代間の継承は簡単なことではない。社会状況の違いによって、運動のスタイルは必然的に変化していく。しかし新たな世代にとって、七〇年代の女性たちのきわめて個人的で、それでいて類的な思いと行動を伝える当時の資料は大きな励みである。世代の越境もまた女性という主体が繰り返し新たに立ち上がった行くための契機となりうるのである。

戦争について教えるドイツ



研究センター嘱託研究員
京都教育大学教育学部教授

村上 登司文

ドイツと日本は第二次世界大戦の戦後処理の方法で比べられることが多い。ドイツは日本やイタリヤと共にファシズム陣営を構成し、第二次大戦で近隣諸国を侵略したので、歴史的には戦争加害国であり敗戦国である。第二次大戦は、日本と同じようにドイツの人々にとっても「誤った」戦争であった。ユダヤ人大量虐殺に代表されるドイツの歴史の暗部を直視しようとする動きが広まるのは、一九六〇年代に入ってからであった。ナチス・ドイツが近隣諸国に大きな被害をもたらし、ホロコースト（ユダヤ人大虐殺）を含めてナチス時代の政治を歴史教育の中で教えるのが定着していく。旧西ドイツは戦争

加害への深い反省から、国際的相互批判と協力によってよりよい歴史教育を実現すべく、努力を積み重ねてきたドイツでは、圧政と侵略戦争を行ったナチス時代を、歴史教育の中で十分な時間をかけて教えるようになってきたという。

筆者が日独の中学生に対して行った意識調査（二〇〇八年と二〇〇九年に実施）では、ドイツの方が、父母や祖父母から第二次大戦についての話を聞く割合が多かった。父母からそれについて話を聞いた生徒がドイツ（四七四人中）では六割以上もいるのに対し、京都（一三二人中）では二割に満たない。ただし平和意識に関して、京都の生徒の方が「正義の戦争論」を否定する割合が多くなり、自国の戦争放棄について肯定する割合も多いことから、京都の生徒の方が平和主義的傾向が強いといえる注1。その調査によれば、生徒達の平和社会形成への貢献意欲は高く、社会が平和であるために何かしたいという回答は日独のいずれも約八割である。平和形成のために学習すべきものとして、ドイツでは「ユダヤ人へのホロコースト」（複数回答で三七％）を選択する割合が最も多く、京都では「広島と長崎の原爆」（同四一％）が最も多かった。両国には戦争に関する資料館が多く開設されている。

ベルリンの中心部に「ヨーロッパ・ユダヤ人犠牲者記念館」が二〇〇五年に開館し、ドイツにおけるホロコーストを記念する中心的モニメントとなった。それに対して日本では、原爆犠牲者を追悼する国立の広島原爆死没者追悼平和祈念館が二〇〇二年に、長崎原爆死没者追悼平和祈念館が翌二〇〇三年に開館している。

今年の二月下旬に研究協議のためにドイツのバーデン・ビュルテンベルク州に行った。その時にシュトゥットガルト市にあるメルセデス・ベンツ博物館を見学した。二〇〇六年に新築オープンしたメルセデス・ベンツ博物館は人気が高く、入館者が長い行列を作っていた。博物館では、ダイムラー社が今までに製造した自動車の展示を楽しめると同時に、説明パネルを見ながらドイツ近代史の学習ができる。そこには会社がナチスに協力したという負の歴史も説明されている。例えば、ダイムラー・ベンツ社が政権の要求に応じてトラックや飛行機エンジンを生産し、戦争が始まる時点で、兵器生産が会社の総収入の三分の二に達していた。ユダヤ人虐殺については、一九四一年以降ユダヤ人などが組織的にガスで殺され、戦争終結までにアウシュビッツだけで一〇〇万人以上が亡くなった、などと説明されている。

ドイツのヴァイツェッカー大統領は一九八五年の演説で、「後になって過去を変えたり、起こらなかつたことにしたりするわけにはゆきません。過去に目を閉ざすものは結局のところ現在にも盲目になります」と述べている。日本でも戦争被害だけでなく戦争加害の歴史的事実を学んでおくことが重要である。戦争の被害面だけの学習は、戦争の一面を見るのみであり、日本が行った戦争の責任をあいまいにし、歴史を批判的に見る姿勢を作らない。これからの平和教育では、戦争について多面的に考察し、学習者自身が戦争の是非を判断できる力を育てることが大切である。過去の日本が行った戦争で、人々が戦争にどうかかわったか、日本という国が戦争中に何を行ったかを知ることにより、戦争を行う国の様子が見えてくる。かつて日本国民は間違つた戦争に協力したが、自分たちが平和をつくる行為主体であるという視点から、平和の問題を学ぶことがこれからの平和教育にはますます必要となつている。

注1…村上登司文「中学生の平和意識についての比較」『広島平和科学』三一号、二〇〇九年。ドイツの調査結果については今

後報告する予定。

研究部の取り組み



大阪大学大学院人間科学研究科教授
研究センター研究第五部長

平沢 安政

研究第五部は、世界人権問題研究センターの研究部としてはもともと新しい部門で「人権教育の理論と実践」に関わる個人研究および共同研究を行っている。研究第五部に所属する十五名の研究員は、多様な人権課題（同和問題、障害者、ジェンダー、子ども、ニューカマー、外国人、複合差別、先住民族等）や教育（社会教育、生涯教育、平和教育、国際理解教育、市民性教育、国際人権教育等）に関わる各自の研究テーマを持っているため、それぞれの問題意識や視点を互いに交差させながら、人権教育という共通の問題にアプローチしようとするところに研究第五部の特徴がある。言い換えれば、「個別と普

遍の有機的統合」である。

当初の研究会では、各研究員の個人研究についての報告をもとにしながら、お互いに「学び合う」ことからスタートしたが、最近はそのことに加えて、人権教育に関する年表作成の取り組みを共同研究として行っている。本稿ではその作業にどのような難しさや面白さがあるのかについて、簡単に紹介することにする。

人権教育に関する年表は、これまでまとまったものが存在していなかったため、そのような年表を作成すること自体に大きな意味があると思われるが、私たちの共同研究では、ただ時系列で出来事を並べた年表をつくるのではなく、そこにどのような意味があるのかを「人権教育」という共通の枠組みで明らかにし、読み解きたいと考えた。

この共同研究にあたっては、まず各研究員の研究テーマに関わる年表をそれぞれ作成することとし、一巡目の報告では、①主に戦後（一九四五年以降）を対象に、②ローカル（地域レベル）、ナショナル（国レベル）、インターナショナル（国際レベル）の三つのレベルに分けて、重要な歴史的事がらをリストアップし、整理することから始めた。一通りの報告が終わって二巡目にはいつてからは、とくに人権教育の推進を「オーソライズ」する（根

掘げたり、後押ししたりする) インパクトをもった出来事、条約・法律・条例、研究などに焦点をあてることにした。これは、「オーソライズ」という視点を共有することで、人権教育が進化・発展してきた過程を浮き彫りにすることが可能になると共に、人権教育の今後にとって何が大切なのかを見通すうえで意義があると考えたためである。

このような経験を通じて、同和教育、平和教育、ジェンダーと教育、子どもと教育、国際理解教育、生涯学習・社会教育など、人権教育に関わるさまざまな領域において、特有の「歴史の見方」があり、また強調点のおき方やローカル・ナショナル・インターナショナルの各レベル間の関係性をどのようにとらえるかといった点で、それぞれ違った特徴があることが浮き彫りにされた。「運動」に強調点を置く領域がある一方で「研究」に焦点をあてる領域があったり、ローカルとインターナショナルのいずれのレベルに重点が置かれるかに違いがあったり、他方では領域を超えて同時期(例えば一九九〇年代)に共通する変化が起こっていたりなど、「異なった領域間の比較」を通してさまざまな気づきもたらされた。

ただ研究領域ごとに違った年表の表し方をしていくと、「人権教育」という共通の視点からの統一がはかれない

ため、つぎに年表のフォーマットを共通化する方向で議論を行い、三巡目からはかなり表現の仕方に統一性をもたせることを意識するようになった。また、年表だけではどうしても描き出せないことがあるため、年表を読み取るうえで重要なポイントを文章化して補足することにした。作業はまだ「らせん状」に進化している状況であり、完成形が見通せる段階には至っていないものの、いざ研究成果を公表し、さまざまな活用が図られることを願っている。

このような共同研究の魅力は、何よりも「多様性の統一」(unity out of diversity) が生み出す活力にある。各自が専門に研究しているテーマについて、これまで当たり前のことのようにとらえてきた枠組みや視点が、必ずしも自明のことではなく、ある「偏り」をもっていたことに気づかされ、また他の研究員の報告に触れることで新たなことを学び、自らの研究領域についても別な整理の仕方やアプローチがあることを発見する面白さがある。そのような意味で、個人研究の進め方にもさまざまなプラスの影響を与えるような共同研究を、今後も継続していきたいと考えている。

高麗博物館



この館は、東京の新大久保、いわゆるコリアタウンの真ん中にある。そして時には京都の高麗美術館と混同されることがあるが後者が文字通りの美術館であることに對してこの館はもう少し広い意味での韓国・朝鮮にかかわる「博物館」の館である。つまり日本人にとってもっとも関わりの深い隣国とその他の人々のことを知ろう、とする人びとのために作られた施設である、といつてよい。つまりコリアにかかわる「博物館致知」の館なのである。

この館が現在の場所で開館されたのは二〇〇一年十二月のことであるが、その前およそ十一年間の長い準備期間があった。設立のきっかけは首都圏でラオス・カンボジアなどの「難民と地球の緑を守る会」の活動をしていた人びとや高校

の先生たち、キリスト教会の牧師さんなどさまざまな人が市民の啓発と多様な研究のための場をつくらうとしたことであった、という。その中心となった人は前理事の小島淑子さんであった。つまり「日本とコリアの二〇〇〇年の交流の歴史を正確に知り、和解と共生、平和な社会をつくること」をめざそう、という思いの人々の願いが出発点であった。

そして姜徳相、李仁夏さんなど著名な在日の研究者や運動家が助言することによって活動の幅がふくらんだ。しかし当初は活動資金も十分ではなく「館なしの博物館設立運動」という奇妙な展開をつづけなければならなかった。

だが幸いなことに一人の有力な在日コリアンの経済人との出会いがこの館の施設作りを大きく前進させた。その経済人は一橋大学を出た人であったが、経済基盤を確立するために新宿区にスーパーマーケット「韓国広場」を開店した人であった。そしてこの店は今や新宿の繁華街のすぐ北に日本最大の「コリアタウン」ができてあがる契機ともなったのである。この人が高麗博物館の設立運動の趣旨に理解を示し、スーパーマーケットの向かいに建設したビルの階を格安の条件で入居させてくれたのである。当初は最



上階の手狭な空間であったが、そののち現在の階に移って面積も拡大することができた。そしてNPO法人設立、さらに二〇〇九年一月には認定NPO法人となり、税制上の特典も得ることができるようになった。その定款には次のようにその目的がうたわれている。

「この法人は、一般市民を対象にして、博物館活動を通して、有史以来の日韓・日朝関係史及び在日韓国・朝鮮人の歴史について、情報の収集・公開・調査・研究・イベントの開催などの活動をおこない、もって心豊かに支えあう国際社会の実現に寄与すること」とある。この間、この館の活動の中心になってきた人の一人は前理事長の東海林勤牧師であった。同氏によればここまで館が発展してきたのは、市民との接点を第一に考えて活動してきたことだ、という。そうして現在も約八十人のボランティアの人々が受付、展示の手伝い、企画活動への参画、その他の館の維持活動にたずさわっている。現在の理事長は韓国・朝鮮の陶芸研究者の山田貞夫氏、館長は韓国・朝鮮近代史研究家の樋口雄一氏である。さきにご紹介したように施設が広くなったあと、展示活動も多彩で充実したものとなった。近年では例えば「日韓交



流子供絵画展」「鳥居・しめ縄はどこから来たか―稲作文化とともに中国・朝鮮から」「失われた朝鮮文化遺産―植民地下での文化財の略奪・流出、そして返還・公開へ」「日韓併合」一〇〇年と在日韓国朝鮮人」などである。これらの企画展にあわせて関連したさまざまな映像資料の上映会、講演会、フィールドワークなども随時催されていることはいまでもない。そして来館者、参加者も年々増加して事業収入を支える柱となりつつある、という。また同じビルの八階には長年博物館活動の担い手であった舞踊家の宋富子さんなどが主宰するNPO法人「文化センター・アリラン」があり、多くの在日芸術家たちを中心に活発な芸術活動と市民への普及活動がおこなわれている。

この館の活動は以上のように、いろいろな困難を越えて、今や首都圏における在日コリアンの文化、人権擁護運動、歴史認識を日本人市民と共有するためのひとつの拠点となりつつある。
(研究第三部長 仲尾 宏)

(所在地) 東京都新宿区大久保一―十二―一

第二韓国広場ビル七階

(電話・FAX) 03-5272-13510

(開館時間) 十二・〇〇～一七・〇〇

(休館日) 月曜日・火曜日、および十二月二十九日～一月四日

(展示替で臨時休館あり)

なお、館の維持のために会員を募集している。会費は年間五千元。

2011年度 人権大学講座の御案内

今回もさまざまな人権問題をテーマに、
充実した内容でお届けします。
どうぞお気軽にお越し下さい。
お待ちしております。

開催日程 6月21日(火)～11月18日(金) 全12回

※受付:午後1時30分～

会場 ハートピア京都(中京区烏丸丸太町下ル)

※10月5日(水)のフィールドワークを除く

受講料 年間20,000円(1回2,000円)



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車
⑤番出口(地下鉄連絡通路にて会館と連結)
京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」下車

講座内容

月日曜	種別	時間	講座名	講師
1 6月21日(火)	開講式	13:30～13:40	研究センター所長	安藤 仁介
	講義	13:40～15:00	浅井三姉妹と戦国時代の女性	田端 泰子
	講義	15:15～16:45	(仮) 中東情勢と外部からの介入 ーリビアに関する国連安保理決議を中心としてー	安藤 仁介
2 7月13日(水)	講義	13:30～15:00	ジェンダーの視点からハンセン病問題を考える	宮前千雅子
	講義	15:15～16:45	在日ペルー人の祭り、祈り、願い	古屋 哲
3 7月20日(水)	講義	13:30～15:00	沖縄問題の歴史的前提	櫻澤 誠
	講義	15:15～16:45	おとなの学びと人権	上杉 孝實
4 7月29日(金)	ワークショップ	13:30～16:45	参加・体験型人権学習	金 香百合
	講義	13:30～15:00	地球温暖化と人権	浅岡 美恵
5 8月5日(金)	講義	15:15～16:45	世界の学生と接して ーAPUの学生を通じて学んだ国際相互理解ー	薬師寺公夫
	講義	13:30～15:00	家族と人権	若尾 典子
6 9月16日(金)	講義	15:15～16:45	法然・親鸞と平等思想	平 雅行
	講義	13:30～15:00	イギリスの市民性教育が日本の人権教育に示唆するもの	野崎 志帆
7 9月30日(金)	講義	15:15～16:45	希望の家の歴史とこれからー隣保から多文化共生へー	前川 修
	フィールドワーク	13:30～17:00	宇治市ウトロ地区をたずねて	仲尾 宏 本郷 浩二
8 10月5日(水)	講義	13:30～15:00	少子化問題と女性の権利	谷口真由美
	講義	15:15～16:45	中央アジアのコリアンの歴史と現状	飛田 雄一
9 10月12日(水)	講義	13:30～15:00	野宿問題と人権	生田 武志
	講義	15:15～16:45	『弱者』と人権	矢吹 文敏 松波めぐみ
10 10月21日(金)	講義	13:30～15:00	入管法改正と在日外国人	仲尾 宏
	講義	15:15～16:45	女性と平和・安全保障をめぐる ー国連安保理1325号が提起するものー	三輪 敦子
11 10月27日(水)	講義と対談	13:30～16:45	人権と環境 ー命の尊厳をめぐるー	菌田 稔 上田 正昭
	修了式	16:45～17:00	研究センター理事長	上田 正昭

【2011年度】講座・人権ゆかりの地をたずねて

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思えます。

回	日程	講 師	テ ー マ
1	5月21日	家塚 智子	花の御所と室町文化 －世阿弥・善阿弥・能阿弥－
2	6月18日	山路 興造	都の職掌人たち －中近世における職人たちの集住地－
3	7月9日	山下 明子 福嶋由里子	キリスト教徒女子教育 －若い女性のためのリーダーシップ養成教育の実践－
4	9月24日	仲尾 宏	朝鮮通信使と京都大仏殿
5	10月29日	宮本 正明	萬寿寺－在日朝鮮・韓国人との“縁”
6	11月19日	秋定 嘉和	京都府水平社創立をめぐる人びと －菱野貞次と朝田善之助－
7	12月10日	菅澤 庸子	清水寺顕彰碑と蝦夷観の変遷 －田村麻呂伝承とアテルイ－
8	1月14日	上田 正昭	京都のなかの朝鮮文化（その2） －平安遷都と渡来の人びと－

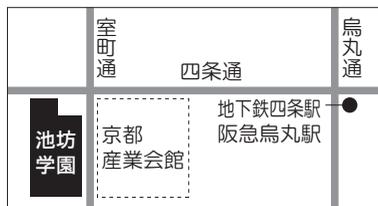
回 数：全8回

曜 日：土曜日

時 間：午後2時～3時30分
(受付は、午後1時30分～)

場 所：池坊学園（下京区室町四条下る）

受講料：1,000円（賛助会員は無料）



お問い合わせ (財)世界人権問題研究センター

(TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

◆研究部門の紹介（二〇二一年四月一日現在・五十音順）

所長 安藤 仁介（副理事長、京都大学名誉教授）
 客員研究員 上田 正昭（理事長、京都大学名誉教授）

○研究第一部

研究部長 坂元 茂樹（神戸大学大学院法学研究科教授）
 客員研究員 金 東勲（龍谷大学名誉教授）
 三輪 敦子
 専任研究員 阿部 浩己（神奈川大学法科大学院教授）
 嘱託研究員 岩沢 雄司（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
 小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

北村 泰三（中央大学大学院法務研究科教授）
 徳川 信治（立命館大学法学部教授）
 中井伊都子（甲南大学法学部教授）

西井 正弘（大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科教授）
 初川 満（横浜市立大学国際総合科学部教授）
 本間 浩（東京大学大学院総合文化研究科特任教授）

前田 直子（京都女子大学法学部講師）
 村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）
 薬師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科教授）

○研究第二部

〔近現代・現状班〕
 研究部長 山路 興造（京都女子大学非常勤講師）
 客員研究員 手島 一雄（立命館大学他非常勤講師）
 嘱託研究員 秋定 嘉和（池坊短期大学名誉教授）

井岡 康時（奈良県立同和問題関係史料センター所長）
 石元 清英（関西大学社会学部教授）

〔前近代班〕

客員研究員
 専任研究員

伊藤 悦子（京都教育大学教育学部教授）
 奥本 武裕（奈良県同和問題関係史料センター係長）
 小林 丈広（奈良大学文学部教授）

白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）
 白木 正俊（京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館嘱託研究員）
 杉本 弘幸（京都工芸繊維大学工芸科学部非常勤講師）

関口 寛（四国大学経営情報学部講師）
 田中 和男（龍谷大学非常勤講師）

野口 道彦（大阪市立大学名誉教授）
 廣岡 浄進（大阪観光大学観光学部講師）

山本 崇記（立命館大学衣笠総合研究機構ポストドクトラルフェロー）

河内 将芳（奈良大学文学部教授）
 本郷 浩二

家塚 智子（宇治市源氏物語ミュージアム学芸員）
 宇那木隆司（姫路市教育委員会学校指導課管理指導主事）

川嶋 将生（立命館大学アトリサーチセンター研究顧問）
 斉藤 利彦（佛教大学宗教文化ミュージアム学芸員）

下坂 守（奈良大学文学部教授）
 高橋 大樹（天津市歴史博物館学芸員）

辻 ミチコ（元京都文化短期大学教授）
 中野 洋平（国際日本文化研究センター研究部技術補佐員）

西山 剛（京都文化博物館学芸員）
 野地 秀俊（京都市歴史資料館非常勤嘱託員）

山本 尚友（熊本学園大学社会学部教授）
 吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

○研究第三部

研究部長 仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）
客員研究員 水野 直樹（京都大学人文科学研究所教授）
専任研究員 田中 隆一
嘱託研究員 板垣 竜太（同志社大学社会学部准教授）
小川 伸彦（奈良女子大学文学部准教授）

倉石 一郎（東京外国語大学大学院総合国際学研究院准教授）
高 庸子（甲南大学他非常勤講師）
菅澤 庸子（京都学園大学他非常勤講師）
宋 英子（大阪市教育センター研究官）
高野 昭雄（京都女子中学校・高等学校教諭）
田中 宏（一橋大学名誉教授）
鄭 栄桓（明治学院大学教養教育センター専任講師）
飛田 雄一（財）神戸学生青年センター館長）
福本 拓（三重大学人文学部研究員）
藤井幸之助（神戸女学院大学他非常勤講師）
松下 佳弘（京都市教育委員会学校指導課専門主事）
宮本 正明（一橋大学他非常勤講師）
梁 永厚（関西大学人権問題研究室特別研究員）
李 洙任（龍谷大学経営学部教授）
リンダホーラー・ミフレッド（大阪産業大学人間環境学部教授）

○研究第四部

研究部長 谷口真由美（大阪国際大学現代社会学部准教授）
客員研究員 山下 明子（同志社女子大学非常勤講師）
専任研究員 福岡由里子
嘱託研究員 安里 和晃（京都大学大学院文学研究科特定准教授）
井上摩耶子（ウィメンズカウンセリング京都代表）
斧出 節子（京都華頂大学現代家政学部教授）

○研究第五部

研究部長 軽部 恵子（桃山学院大学法学部教授）
客員研究員 北島 孝枝（大阪経済法科大学21世紀社会研究所客員教授）
嘱託研究員 國信 潤子（愛知淑徳大学大学院ビジネス学部教授）
西立野園子（武蔵野大学政治経済学部客員教授）
馬場 まみ（華頂短期大学歴史文化学科教授）
了サメン・センダイク（同志社大学社会学部社会学科准教授）
源 淳子（関西大学他非常勤講師）
山下 泰子（文京学院大学大学院外国語学研究所客員教授）
吉田 容子（弁護士・立命館大学大学院法務研究科特任教授）
米田 眞澄（神戸女学院大学文学部総合文化学科准教授）
若尾 典子（佛教大学社会学部教授）

研究部長 平沢 安政（大阪大学大学院人間科学研究科教授）
客員研究員 上杉 孝實（京都大学名誉教授）
嘱託研究員 松波めぐみ
赤尾 勝己（関西大学文学部教授）
阿久澤麻理子（大阪市立大学大学院創造都市研究科教授）
岩槻 知也（京都女子大学発達教育学部准教授）
熊本 理抄（近畿大学人権問題研究所准教授）
住友 剛（京都精華大学人文学部准教授）

外川 正明（鳥取環境大学人間形成教育センター教授）
友永 雄吾（国立民俗博物館外来研究員）
野崎 志帆（甲南女子大学文学部准教授）
藤原 孝章（同志社女子大学現代社会学部教授）
古久保さくら（大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授）
村上登司文（京都教育大学教育学部教授）
山ノ内裕子（関西大学文学部准教授）

〈海外の人権紀行〉

マレーシア・ペナン島

世界遺産にも指定されているマレーシア・ペナン島。中華系、インド系、マレー系が住むこの島と、付近のマレーシア本島は日系を含む多くの外資系企業が巨大な工業団地を形成し、多くの人々が雇用されている。もともと人口が少ないマレーシアでは、地域住民だけで労働力を賄うことは困難で、インドネシア、バングラデシュ、ベトナム、ネパールなどから移住労働者が導入されている。彼ら・彼女らは工業団地だけではなく、食堂やレストラン、家庭内の家事労働、プランテーションなどの大規模な農業でも雇用されている。ペナン島から本土への橋を渡ったところにあるバターワースの巨大な工業団地には、キャノン、ソニー、サンヨーなどの日系、米国系、中国系、台湾系の企業が操業を行っている。しかし、マレーシアはまだ移住労働者の保護が進んでいない国である。移住労働者に関する事件は後を絶たず、インドネシアやフィリピンとはたびたび外交問題に発展する。

工業地域では多数の移住労働者が就労しているが、企業は直接雇用だけではなく、派遣業者を活用している。労働者の多くは派遣の制度をよく知らないことが多く、様々な問題が発生する。実際にあった例を取り上げよう。日系企業も利用してきたある派遣業者は、ベトナムから日系企業で働けると宣伝し、労働者を数十人単位でリクルートした。日系企業は人気があるだけに、労働者の期待は高い。しかし実際の雇用形態は派遣であり、日系企業は派遣先の1つではない。工場が稼働しているときにはベトナム労働者も日系企業で働くことができるが、稼働状況が悪くなれば真っ先に切られる。そして、その後多くのベトナム労働者は、業者の寮に入れられた

後、ベッドはおろか、マットも与えられないような寮に住み、別の工場で働いた。パスポートは取り上げられ、給料は支払ってもらえず、帰国するといえど多額の帰国費用をふっかけられ、どうにかNGOに連絡して訴えを起こすことができた。NGOによるとこれは雇用をめぐる人身取引である可能性が高いという。

後でわかったことだが、NGOによると受け入れてきた日系企業は労働者1人1日あたり3000円弱を支払っていた。しかし労働者が受け取っていたのは1日500円余り。NGOは日系企業や派遣業者と交渉を行ったが、派遣業者は労働者に対する賃金の支払いを拒んでいる。NGOによると日系企業はその後、その派遣業者との契約を打ち切ったとされ、現在は直接雇用の割合を増やしているようだ。

ある女子寮を訪ねた。閑静な住宅地にある戸建を寮として使っている。他の企業が大きな団地の1室に住まわせているのと比べると、格段に環境が良い。私が聞いた限りでは労働条件にはほぼ満足しているという。ただ、ラインによっては残業がなくなったり、勤務の日が少なくなるという、予定通りにたくさん稼ぐというわけにはいかないようである。

私があるベトナム人の集まりに参加していたら、あるベトナム人ブローカーがやって来た。彼は鎧状に耐え切れず工場を逃げ出して非合法になった労働者を斡旋するブローカーだ。彼はこうした人に労働許可書売っている。その額は十万円。日系企業でも月給は三万円程度だから3カ月分以上に相当する。非合法労働者が労働許可証を買うことができるのは、マレーシアの役人が汚職を働いているからだという。移住労働者は適正な制度のもとではサクセスストーリーを描くことができる反面、そうでない場合には幾重もの罠が待っている。



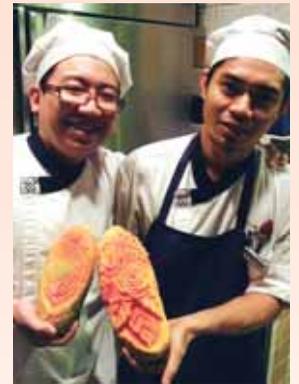
▲ベトナム人移住労働者。
お互いに髪を切って生活費を節約する。



▲野外の食堂でサッカー観戦に興じる
移住労働者



▲ベトナム人コミュニティ。週末は仲間同士で
食事をとる。食事前にはお祈りを欠かさない。



▲フルーツカービング。
タイで盛んだが、ペナンの
若手コックも練習している。

ペナン島の街並み。▶



世界人権問題研究センターの刊行物の紹介



季刊「グローブ」(研究センター通信)
年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



創立10周年記念出版
「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。

◎定価
8,610円(税込)



「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。

◎定価
1,890円(税込)



「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。

◎定価
1,890円(税込)



「講座・人権ゆかりの地をたずねて(講演録)」

京都には、神社仏閣、名勝を始めまちのたずまいの至るところに、町衆がつくりだした文化が息づいています。身近にある史跡や名勝を、人権の視点から紹介し、歴史をたどりながら学習する講座を実施しており、その記録を再編集し、発行しています。

◎定価 各号
1,000円(税込)



「研究紀要」の刊行(年1回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「平和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

◎定価 各号
2,500円(税込)

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典
 - ・『グローブ』(季刊:年4回発行)、『年報』の無償送付。
 - ・『研究紀要』(2,500円)、『講演録 講座・ゆかりの地をたずねて』(1,000円)の無償送付。
 - ・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。(通常1,000円)
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。(無料)
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp